

平成 27 年 3 月 11 日民事部会決議
改正 平成 28 年 3 月 10 日民事部会決議

京都地方裁判所民事部
秘匿情報管理に関する申合せ

第1 はじめに

民事訴訟事件において、配偶者からの暴力（D V）や犯罪による被害者等が当事者となり、住所等の秘匿を希望する場合でも、他方当事者からの訴訟記録の閲覧等の請求を拒絶する根拠となる明文規定は存在しないから、一旦上記住所等が記録に記載されると、請求があれば基本的に閲覧等を認めざるを得ない。しかし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律23条に定める被害者の安全の確保及び秘密の保持、犯罪被害者等基本法15条に定める犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等の趣旨を踏まえ、かつ、住所等の情報取得により深刻な事例も発生している昨今の社会情勢等に鑑みると、上記のような場合には、閲覧等の請求拒否規定の不存在のみで対応するのではなく、事実上の措置として、秘匿希望住所等（以下「秘匿情報」という。）が記録に表れないよう最大限の配慮（そもそも当事者に秘匿情報が記載された書面を提出させないなど）をするのが相当である。

そこで、民事部において、秘匿情報保護の申出があった場合の事務処理について、以下のとおり申し合わせる。

第2 本申合せの対象となる事件

D V、ストーカー及び犯罪による被害者（これに準ずる者を含む。）から秘匿情報保護の申出があった民事訴訟事件を対象事件とする。

- ※ 例えば、被害者の親族、友人、被害者と主張する者も「これに準ずる者」と考えられる。
- ※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律32条の4に基づく使用等差止請求訴訟事件についても、適格都道府県センターへの委託者となる付近住民の正確な住所につき秘匿情報保護の申出があった場合は、対象事件として扱う。

第3 秘匿情報管理における基本的な考え方について

- 1 民事訴訟事件においては、当事者以外の第三者に対する閲覧等の制限（民訴法（以下「法」という。）92条）の規定以外に、当事者等からの閲覧等請求を拒絶する明示的な規定は存在しない。そのため、基本的には、当事者等から

訴訟記録の閲覧等請求があった場合は、法91条に基づいて処理される。秘匿情報保護の申出がある場合における上記閲覧等請求への対応措置は、あくまでも同申出に基づく事実上の配慮として行われるものにすぎない。

このことからすると、第一次的には、秘匿情報が訴訟記録に表れないように、秘匿情報保護の申出人（以下「保護申出人」という。）において自己責任を徹底させ、自ら秘匿情報の提出を管理させ、秘匿情報が記載された書面を極力裁判所に提出させないようにすることが重要である。

2 それにもかかわらず、秘匿情報が訴訟記録上に表れた場合、当事者等からの閲覧等請求は原則として認めざるを得ないが、一定の事案においては、閲覧等請求を権利の濫用として制限できる余地があると考えられる。その判断は、第一次的には、書記官による閲覧等不許可処分という形で表れるが、最終的には、書記官の処分に対する異議申立てがあった場合の受訴裁判所の判断によることになる。そのため、秘匿情報保護の申出があった場合には、書記官は、その事務処理を行うに際して、受訴裁判所と十分に連携をとりながら、その意向を確認し、事実上の指示を受けながら事務処理を進める必要がある。

※ 閲覧等請求があった際には、書記官は、閲覧等を制限する明白な根拠がないまま対応することとなるから、請求者に対して、秘匿情報保護の申出がされている事実を伝えて、任意に閲覧等の範囲を限定させるよう試みておく必要がある。この試みが奏功せず、書記官が、閲覧等請求につき不許可処分を行った場合に、請求者から異議申立てがされれば、受訴裁判所は、法律の趣旨に基づいて、上記処分の適法性を判断することとなるため、上記処分が取り消される可能性がある。

そのため、書記官としては、受訴裁判所と十分に連携をとって事務処理に当たるべきであるし、閲覧等請求があった際には、後の異議審理に備えて、請求者とのやり取りなど、必要な経過を記録化し、これらを記録に編てつしておく必要がある。

※ 後掲参考文献等目録4のコンメンタール民事訴訟法IIの記載にあるように、基本的には閲覧等の理由を明らかにする必要はないと考えられるが、それでは権利濫用の判断が困難となるので、でき得る限りの情報収集が必要となる。そこで、請求者に対し、閲覧の理由を明示させた書面や同理由の疎明資料を提出させることが望ましいし、可能な限り、書記官において請求者から閲覧の理由等を聴取し、記録化しておくことが必要となると考えられる。

3 秘匿情報は様々な書面に記載される可能性があるが、特に以下のようなもの

につき見落とすことがないよう注意を要する。

(1) 保護申出人から提出されるもの

診断書記載の肩書住所、委任状記載の委任者の肩書住所、源泉徴収票記載の住所や勤務先、尋問の際の出頭カード記載の住所、ファックスによる送信文書記載のファックス番号等

(2) 第三者から提出されるもの

証人等旅費日当請求書（写し）記載の住所等、郵便送達報告書記載の受領時の住所、送達場所届出書記載の住居所、送付嘱託・調査嘱託等により送付を受けた書面に含まれている住居所等

第4 受付における取扱い

1 対応すべき事件

本申合せの対象事件（当事者から、秘匿情報保護についての何らかの意思が表明された場合）のみ対応することを原則とする。

本申合せの対象外の事件において秘匿情報保護の申出がされた場合（単なるプライバシー保護を目的とするものなど）は、受付において、原則として保護の対象とはならないことを説明すべきである。それでも申出が維持されたときは、受付段階では対象事件と同様の対応をせざるを得ない。

対象事件と思われるものであっても、対象外の事件と思われるものであっても、いずれにせよ、保護申出人に対しては、最終的には裁判部において対象事件該当性が判断されることになる旨を伝えておく。

2 具体的に行うべき対応

保護申出人に対し、窓口において以下の教示を行う。

(1) リスク（不利益）説明を行う。

受付係は、秘匿情報保護を希望する原告等（保護申出人）に対し、情報を秘匿することにより不利益を被る場合があることを教示し、そのリスクは保護申出人の責任において負うものであることを十分説明して理解してもら

う。

少なくとも、以下のような不利益を被る場合があることについては説明すべきである。

- ① 現住所を秘匿することにより、被告からの移送申立てが認められる場合がある（義務履行地（法5条1号）が不明となることによる管轄違いの移送（法16条1項）等）。
 - ② 証拠の一部をマスキングして提出することにより、裁判官が行う証拠の評価に影響するおそれがある（例えば、現住所付近の病院で診断書を取得したが、病院の名称や医師の氏名をマスキングして証拠として提出した場合、「医師が保護申出人を診察した上で作成した診断書」であることが不明確であると扱われるおそれがある。）。
 - ③ 現住所を秘匿すると、判決や和解により債務名義を得たとしても、強制執行時に住所のつながり証明が困難となる場合がある。
 - ④ 債務名義を得た後、保護申出人（債務名義上の原告）につき承継が生じた場合における承継執行文付与申立ての際に、承継人が、債務名義上の原告と被承継人との同一性を証明することが困難となる場合がある（特に、保存期間経過による事件記録廃棄の際には原則として秘匿情報記載書面も含めて廃棄されるため、その後に上記証明を行うことは困難な場合が多いと思われる。上記③についても同様である。）。
 - ⑤ 現住所を秘匿した保護申出人が債務名義を得た後、本案訴訟事件の被告が、保護申出人を被告として請求異議等の執行関係訴訟を提起した場合に、同訴訟の被告（保護申出人）の住所が調査を尽くしても不明であるとして公示送達の申立てがされると、かかる申立てが認められる可能性がある。
- (2) 秘匿情報を知られてしまう可能性があることを説明する。

秘匿情報保護の申出をした場合であっても、他方当事者の閲覧等請求が権利濫用とはいえないときには、法律の規定上、秘匿情報を含む訴訟記録の閲

覧・謄写を認めざるを得ず、秘匿情報を知られてしまう可能性があることは教示しておく。

(3) 理由等を記載した秘匿情報保護申出書を提出させる。

①秘匿を希望する情報、②その具体的理由（生命身体に対する具体的危険性等）、③受付済みの書面に秘匿情報の記載がある場合はその箇所を記載した秘匿情報保護申出書を提出させる。その際、申出書自体に秘匿情報の記載をさせないよう注意する。

秘匿情報保護申出に係る疎明資料（陳述書、写真等）は、この段階では必要ないが、提出の意向があれば提出してもらってよい。ただし、疎明資料自体に秘匿情報が含まれていないか、提出前に保護申出人によく確認させる必要がある。

※ 他方当事者に対する手続保障等の観点から、秘匿情報保護申出書とともに疎明資料の提出を求めた場合、たとえそれらを本体記録とは別綴りにしたとしても記録であることには変わりはなく、閲覧・謄写の対象となる。疎明資料については、その内容自体が保護すべき情報である場合が多いため（秘匿情報を保護するためにわざわざ秘匿情報を提出させることになる。），提出の要否については慎重に判断すべきである。

(4) 秘匿情報は極力提出させない。

前記のとおり、秘匿情報保護の申出があった場合の対応措置は、基本的には事実上の配慮として行われるものであり、訴訟記録の閲覧等請求は権利濫用といえない限り拒絶できないから、秘匿情報は、極力裁判所に提出させないようにする。

ア 提出しようとする書面につき、秘匿情報の記載の有無を保護申出人（代理人）自身に確認させる。もし、秘匿情報が記載されている書面がある場合は、受付前に、保護申出人に確認した上で返却し、秘匿情報部分をマスキングした上でコピーしたものを持たせ（マスキングは、粘着力があるとともに、剥がした際に用紙に損傷を与えないマスキングテープを用いて行わせる。）。

イ 添付書類（委任状、住民票、生活保護決定、法律扶助資料等）についても、保護申出人（代理人）に秘匿情報の記載の有無を必ず確認させ、上記アと同様の対処をする（委任状については、秘匿情報の記載がないものを改めて提出させる。）。

ウ 委任状や書証等に秘匿情報が記載されているにもかかわらず、保護申出人が訴状の受理を求めてきた場合は、訴状に委任状や書証を追完する旨を明記させた上で訴状を受理し、委任状や書証等は、秘匿情報の記載がない状態にした上で裁判部に提出するよう促す。

その他、受付段階での提出が必須ではない書面につき、取扱いに疑義がある場合は、受付をせずに、裁判部において改めて提出するよう促す。

エ 訴状等に記載した住所が実際の居住地でない場合は、その場所が、どのような場所（代理人事務所、実家の住所、（過去の）住民票上の住所など）であるかを聴取する。また、可能であれば、将来の送達に支障がないかどうか、配てん予定部の書記官に確認する。

※ 「送達場所」の届出をしていても、現住所への転送届が出ている場合、送達報告書に現住居所が表れてしまうので、注意を要する。

3 秘匿情報保護の申出がある場合の記録への明示方法

記録ビニールカバー表側袋部分に薄黄色のクリアファイルを入れた上で、「秘匿情報あり」と記載されたトラマークの厚紙を挟み込む。背表紙には白地に赤い文字で作成した「秘」のテープを貼る。さらに事件記録の表紙に「秘匿希望あり」の赤色インクのゴム印を押した付箋を貼った上で各部に配てんする。

第5 裁判部における取扱い

以下は、受付から秘匿情報保護申出の引継ぎを受けたことを前提としているが、裁判部において秘匿情報保護の申出があった場合についても、基本的には、受付における取扱い（前記第4）と同様の取扱いをした上で、以下の処理に従うことになる。

1 秘匿情報保護申出書の取扱い

申出書は記録に綴り込む（下記4(1)イ、(2)イにおいて、記録が本体記録と別冊とに分けられた場合は、本体記録に綴り込む。）。

2 対象事件該当性の判断

書記官は、受訴裁判所と速やかに協議の上、必要があれば、保護申出に係る疎明資料（陳述書、写真等）を提出させる。その上で、受訴裁判所が対象事件の該当性を判断する。

※ 上記判断は、事実上のものであり、決定書を作成する必要はない。申出書上部欄外に裁判官が認印し、書記官が対象事件に該当するか否かをメモとして記載することで足りる。

3 注意事項等の教示

原告等（保護申出人）に対し、前記第4の2と同様の教示（①情報秘匿により不利益を被る場合があり、そのリスクは保護申出人において負うべきこと、②他方当事者からの閲覧等請求により秘匿情報を知られてしまう可能性があること、③書面提出の際は、原告等（保護申出人）自身が秘匿情報の記載の有無を確認し、記載がある場合はマスキングして提出すること）のほか、④書面提出の際は、秘匿情報保護申出事件である旨をメモ等で付記することを教示する。

4 提出書面の取扱い

(1) 保護申出人からの提出書面

ア 提出時

前記第4の2(4)と同様の取扱いをする（秘匿情報は極力提出させない）。

取扱いに疑義のある書面については、適宜受訴裁判所に相談する。

イ 提出後

(ア) 書面提出後に、同書面に秘匿情報が含まれていることが判明した場合には、保護申出人に連絡して、秘匿情報部分をマスキングした上でコピーしたもの再度提出させるなどの措置をとる（その際には、適宜の方針により、再度提出した日が記録上分かるよう残しておく）。この場

合、当初に提出された書面は返還せず、本体記録には綴らずに別冊（秘匿情報記載書面の綴り）としたうえで、本体記録と曳舟にしておく。

(イ) 別冊には、秘匿情報記載書面の綴りであることが一見して分かるよう明示する。

別冊とした秘匿情報記載書面は、事件記録の一部であるため、記録保存や上訴の際には、事件記録として本体記録と曳舟にして保存又は送付する。また、本体記録にも別冊がある旨を明示する。上訴の際には、事務連絡文書等を併せて送付し、注意喚起を行う。

※ 上記(ア)のように保護申出人に書面を再度提出させた場合、当初の提出書面（秘匿情報記載書面）は別冊とはいえ事件記録の一部であるから、閲覧等請求の対象となり、閲覧等を拒絶するには不許可処分が必要となる。

なお、保護申出人による書面の再度提出日は、本体記録に残しておくのが相当である（例えば、再度提出書面の適宜の場所に明記しておくことが考えられる。）。提出日自体については、閲覧等の対象となっても差し支えない。

(2) 第三者からの提出書面

保護申出人以外の者から秘匿情報の記載された書面が裁判所に提出された場合（例えば、郵便送達報告書に秘匿すべき住所が記載されている場合、送付嘱託等により裁判所に提出された書面の中に秘匿すべき住所等の記載がある場合など）、裁判所が秘匿情報流出防止のため以下の措置を行う（秘匿情報の記載があることが後日判明した場合には、速やかに同様の措置を行い、適宜の方法により、マスキング処理等を行った日が記録上分かるよう残しておく。）。

ア マスキング処理等の措置を施す。

秘匿情報部分をテープで透けて見えないようにマスキング処理した上（裏面から秘匿情報部分が透けて見える場合は、裏面も同様の措置を行う。），マスキング処理を施した書面をコピーする。

マスキングテープは、粘着力があるとともに、剥がした際に用紙に損傷

を与えないものを用いる。

イ 秘匿情報記載書面は別冊とし、本体記録には秘匿情報記載書面を綴らない。

(ア) 原則として、上記アのコピーを本体記録に編てつし、マスキング処理を施した原本（秘匿情報記載書面）は、マスキング処理を施したまま本体記録とは別に綴って別冊とした上で、本体記録と曳舟にしておく。

(イ) コピーができないなど上記(ア)の措置が不可能である場合、マスキング処理を施した原本につき、本体記録に綴ったままにするか、本体記録とは別に綴って別冊とした上で本体記録と曳舟にしておくかは、受訴裁判所の指示を受ける。

ウ 別冊には、秘匿情報記載書面の綴りであることが分かるように明示する。別冊の取扱いについては、前記(1)イ(イ)記載のとおりである。

5 秘匿情報保護の申出がある場合の記録への明示方法

記録ビニールカバー表側袋部分に薄黄色のクリアファイルを入れた上で、「秘匿情報あり」と記載されたトラマークの厚紙を挟み込む。背表紙には白地に赤い文字で作成した「秘」のテープを貼る。

秘匿情報の保護を認めることとした事件記録の表紙には、「秘匿希望あり」の赤色インクのゴム印を押印する。

6 MINTASへの明示方法

秘匿情報保護を認めることとした事件の [] については、[] 右の [] から [] を選択し、[] 欄に [] と入力する。

7 事務処理上の注意点

(1) 保護申出人が申し立てた送付嘱託や調査嘱託等につき、裁判所に到着した文書等が大部にわたる場合、秘匿漏れを防ぐため、保護申出人に連絡し、秘匿情報の記載の有無をチェックさせることも考慮する。

- (2) 記録には表れない連絡先等については、事件記録にせず、メモとして扱い、上訴審にも原則として送付しない。
- (3) 呼出状や裁判書等の外部に出る書面に秘匿情報が含まれていないかどうかを、十分にチェックする。

秘匿情報保護の申出がされている事件については、呼出状や裁判書等の外部に出る書面につき、秘匿情報が含まれていないかのセルフチェックを十分に行った上で、改めて複数人によるチェックを行ってから発出することを徹底する。

※ 判決書、決定書等を裁判官から受領する際には、裁判官に対して、秘匿情報部分について意識しての作成であるかを確認するとともに、書記官においても秘匿情報が記載されていないかを重点チェックすること（判決書チェックシートに項目を加えること。）。

8 閲覧等請求があった場合

(1) 請求者への対応

当事者等から、秘匿情報保護申出がある事件記録（曳舟の別冊を含む。）につき閲覧等請求があった場合は、請求者に対し、秘匿情報保護申出がある旨を告げ、閲覧等の範囲から秘匿情報を任意に除外するよう説得する。

閲覧等の範囲や理由を聴取したり、秘匿情報保護の申出がされている事実を伝えたりするなどのやりとりをする中で、申出理由に応じた範囲での閲覧等に絞ることにつき、請求者の了解を得られるよう試みる（この際の対応経過は、権利濫用性の判断資料となることから、必ず記録化する。）。

請求者が上記説得に応じない場合は、秘匿情報部分につき閲覧等の不許可処分を行うことを検討するが、書記官は、閲覧等請求が権利濫用と認められる場合に限り、不許可処分を行うことができ、それ以外の場合は閲覧等を許可せざるを得ない。いずれの判断をするにせよ、書記官は、請求者との上記やりとりを含め、判断資料の収集を十分に行い、受訴裁判所と協議の上で慎重に判断すべきである。

※ 対応経過は、閲覧等請求書と一体にした上で、第3分類に編てつする。

※ 当事者間では秘匿情報保護を求めるが、第三者に対しては秘匿情報保護を求めないという場合も考えられるが、この場合であっても、秘匿情報保護の申出がされていることに変わりはなく、他方当事者が第三者を介して秘匿情報を取得することも考えられることから、本文と同様の対応となる。ただし、第三者については、権利濫用性の判断が当事者に比べて容易ではないので、より調査が必要である（例えば、保護申出人に対し、当該第三者と他方当事者との関係を聴取するなど）。

※ 不許可処分（一部不許可）の方法

秘匿情報部分について不許可処分（一部不許可）を行う場合は、民事事件記録等閲覧・謄写票の「許否及び特別指定条件」欄に、例えば「郵便送達報告書の債権者の住所地を特定する部分を除いて 許」などと記載する。なお、一部不許可の場合であるので、票の「許・否」欄には○印は付さない。（民事実務講義案Ⅱ（四訂補訂版）87頁（注3））

(2) 権利濫用性の判断について

閲覧等請求が権利の濫用（民法1条3項、法2条参照）に当たるか否かについては、権利行使の害意性（主觀面）と、私権と公共的利益との利益衡量（客觀面）という二つの要素をもとに判断することになると考えられる。

例えば、DVの加害者が、全く請求が成り立たないにもかかわらず、DVの被害者を被告として訴訟を提起し、訴状の送達の際の転送等によって居場所を突き止めたいなどという目的を有していた場合で、訴状の送達報告書等に記載された被告の住所を閲覧したいというときには、請求認容の可能性がなく、執行の可能性もないことからすると、私権の実現の利益を保護する必要はなく（客觀面）、害意がある（主觀面）ことから、閲覧等請求は権利の濫用と判断しやすい。一方、既に請求認容の判決が出ているが、裁判官の判断で被告の住所を記載しない判決であったという場合で、強制執行のために被告の住所を知りたいというときには、閲覧等請求に対する権利の濫用の判断は慎重にせざるを得ない。

その他、権利濫用性の判断に当たっては、後掲参考文献等目録7の最高裁判所平成20年6月24日第二小法廷決定・刑集62巻6号1842頁の判決文及び調査官解説が参考となると思われる。

(3) 異議申立ての教示

不許可処分を行う場合は、請求者に対し、受訴裁判所への異議申立てが可能である旨の教示をするのが適当である（法121条、費用法3条1項、別表第1の17イイ）（手数料500円）。必要に応じて請求者に交付できるよう、異議申立書のひな形（別紙様式）もあらかじめ準備しておくべきである。

9 事件終了後の措置

秘匿情報保護の申出がされている事件が終了し、記録係に引き継がれた場合、薄黄色のクリアファイルを綴ったまま「秘匿希望」がされた記録であることを明示して保存に付する。この事件につき（承継）執行文付与申立て、証明書交付申請、閲覧等の請求などがあった際には、事件終了前の取扱いに準じて対応する。また、外部に出る書面については、秘匿情報が含まれていないかのセルフチェックを十分に行った上で、改めて複数人によるチェックを行ってから発出するようとする。

附 則

（施行期日）

この申合せは、平成28年3月10日から施行する。

参考文献等目録

1 注釈民事訴訟法(3)421頁

「閲覧請求が明らかに閲覧請求権の濫用と認められるときは、書記官は閲覧を拒むことができる。」

2 条解民事訴訟法〔第2版〕376頁

「この制度（法91条の訴訟記録の閲覧等請求の制度）を濫用して、不必要に大部なまたは多数の謄本や証明書を請求し、とくにこれを訴訟追行以外の他の目的（たとえば広告、選挙運動）のために使用しようとする場合は、拒絶できること解すべきである。」

3 注解民事執行法(1)223頁

「閲覧又は謄写が権利の濫用であることが明らかなときは、閲覧又は謄写を拒否することができる。」

4 コンメンタール民事訴訟法II〔第2版〕223頁

「明らかに閲覧請求権の濫用と認められるときは、閲覧を拒むことができるとする見解があるが、閲覧の理由を明らかにする必要はないから、実際には閲覧請求権の濫用を理由とする拒絶は、ほとんど不可能に近い。」

5 住民基本台帳法12条6項（本人等の請求による住民票の写し等の交付）

「市町村長は、第1項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。」

6 非訟事件手続法32条3項（記録の閲覧等）

「裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあった場合においては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、これを許可しなければならない。」

7 最高裁判所平成20年6月24日第二小法廷決定・刑集62巻6号1842頁

決定要旨

- (1) 訴訟関係人のする刑事確定訴訟記録法に基づく保管記録の閲覧請求であつても、関係人の名誉又は生活の平穏を害する行為をする目的でされたなど、権利の濫用に当たる場合は許されない。
- (2) 訴訟関係人がした関係者の身上、経歴等プライバシーに関する部分についての閲覧請求が、当該関係者の名誉又は生活の平穏を害する行為をする目的でされたと認められる相当の理由がある本件事実関係の下では、同請求は、権利の濫用として許されない。

(刑事確定訴訟記録法 4 条 2 項各号所定の閲覧不許可事由に該当しない場合でも、権利の濫用として閲覧を認めなかつた事案)

Q & A

1 秘匿すべき住所の他に記載すべき住所がない場合、訴状の住所の記載はどうすればよいのか？

訴状に記載する住所は、現住所（生活の本拠）を記載するのが原則である。

秘匿情報保護を理由とする場合は、当事者の特定に支障がなければ、住民票上の住所、前住所、実家の住所等を記載することでかまわない。また、当事者を特定できるのであれば、本籍と生年月日の記載だけでもかまわない。

ただし、以下の(1)及び(2)に留意する必要があり、保護申出人にも教示すべきである。

(1) **当事者の特定は、裁判官が判断する。**

訴状審査権は裁判長（官）の権限に属するものであり、当事者の特定に足りる事項が記載されているか否かは、裁判官によって判断されるため、事件が配てんされた部において、裁判官の指示に従って訂正や補充をしてもらうことがある。

(2) **移送の申立てが認められることがある。**

管轄が義務履行地として原告の居住地で定まる場合に、当該居住地が秘匿情報であって、被告から管轄違いによる移送（法16条1項），遅滞を避ける等のための移送（法17条）の申立てがされた場合には、裁判所が連絡メモ等で事実上把握している原告の現居住地の情報は記録外の情報にすぎないことから、それを判断材料とすることはできず、移送の申立てが認められることもあり得る。そのため、少なくとも当該裁判所の管轄区域内に居住していることは明らかにしてもらう必要が生じ得る。

例えば、訴状記載の原告の住所を「●●市（以下秘匿）」等としてもらうことと考えられる。

※ 訴状に実際の居住地を記載しなくともよいとする上記の扱いは、訴訟手続内においては、本人特定ができるのであれば、その取扱いをしても双方当事者にとって差し支えないということ

が理由となるにとどまるものであるから、将来の強制執行を見込むのであれば、住民票でつながりが証明し易いように訴状段階で「住民票上の住所（現在又は過去の特定の時点の）」を記載しておいてもらうことが望ましい。もっとも、将来の強制執行との関係では、債務名義となる判決等に記載される住所が問題となるところ、この住所をどのように記載すべきかは裁判事項なので、訴え提起段階では、当事者の特定の観点を中心に検討すれば足りる。したがって、特定ができるのであれば、原告と連絡がつく、代理人事務所、実家の住所、（過去の）住民票上の住所、知人の住所などを記載してもらうことでよいと考えられる。（なお、強制執行申立段階では、強制執行等申立書記載の債権者等と判決等の債務名義に記載された原告等との同一性が証明されなければ、執行裁判所により申立てが却下され得るほか、後述のとおり困難な問題がある。）

※ 平成17年11月8日付け民事局第二課長、家庭局第一課長、総務局第一課長事務連絡「訴状等における当事者の住所の記載の取扱いについて」（抜粋）

「現在、平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、内閣府に設置された犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等基本計画の案が検討されているところです。こうした検討の機会等において、訴状等に当事者の住所として実際の居住地の記載を求めることは、犯罪被害者等が、いわゆるお礼参りをおそれて加害者に実際の居住地を知られたくないと考える場合に、損害賠償請求訴訟等の提起をためらう要因となっていると指摘されています。

ところで、これまでも、訴状等における当事者の住所の記載については、原告の実際の居住地が被告や第三者に知られることにより、原告の生命又は身体に危害が加えられることが予想される場合など、実際の居住地を記載しないことにつき、やむを得ない理由がある場合で、その場所に連絡をすれば、原告への連絡が付く場所等の相当と認められる場所が記載されているときには、原告の実際の居住地を記載することを厳格には求めないなどの柔軟な取扱いがされてきたところです。

ついては、各府における事件の受付等の手続に際しても、犯罪被害者等から、加害者等に実際の居住地を知られると危害を加えられるおそれがあるなど、実際の居住地を記載しないことにつき、やむを得ない理由がある旨の申出がされた場合には、訴状等に実際の居住地を記載することを厳格に求めるることはせずに、これを受け付けることが相当と考えられますので、この点につき、関係部署の担当者に周知されるよう御配慮をお願い申し上げます。」

2 訴状に現住所を記載しない場合、添付すべき書面はあるか？

保護すべき秘匿情報が現住所である場合には、「送達場所等の届出」が必要となる。また、保護申出人において、以後、現住居所や電話番号等の連絡先を変更した場合は、必ず裁判所に連絡をして、裁判所との連絡が途絶することがないようにさせる。連絡がとれない場合には、結果的に他方当事者に対して秘匿情報部

分の閲覧等を認めざるを得なくなることがある。

- ※ 「送達場所等の届出」に関しては、裁判部（係）書記官からの説明に委ねるのが望ましい。受付では、少なくとも、裁判部の担当書記官から後日（後刻）送達場所等の連絡先のことと連絡があることを保護申出人に伝えておく。
- ※ 例えば、届出先から転居し、郵便局に転居届を提出していた場合に特別送達がされたときは、転送先への送達による送達報告書記載の受取住所が開示対象となってしまう。

3 裁判所に提出した書面を裁判の相手方に送らない取扱いは可能か？

裁判所に提出した主張書面や証拠資料は、他方当事者に送付されるので、上記のような取扱いはできない。したがって、主張書面に秘匿情報を記載していたり、証拠資料に秘匿情報が記載されていたりした場合は、そのまま他方当事者に送付されることになるため、保護申出人において、主張書面には秘匿情報は記載せず、証拠資料であれば自らマスキングしてコピーをとるなどして、秘匿情報流出の可能性がない状態で裁判所に提出する必要がある。この場合、コピーしたもの（写し）が証拠資料（写しが原本）となるため、秘匿部分にもよるが、当該証拠の証明力は本来の原本によるものよりは減じる可能性がある。

4 裁判所に提出した書面に秘匿情報の記載があることが判明した場合、差し替え等で当事者に返還することはできるか？

裁判所において提出書面を受付した後は、差し替え処理や提出しなかったことにするという扱いはできない。そうすると、その副本や謄本が他方当事者に送付されたり、提出書面につき他方当事者等から閲覧等請求がされたりすることで、秘匿情報が流出する可能性があるため、裁判所への書面提出時には、保護申出人において、秘匿情報の記載の有無を十分に精査した上で提出する必要がある。窓口での提出の場合、裁判所側においても、書面中に、秘匿情報が含まれていないか十分に確認してから受け付けるなどの対処をすべきである。

もし、保護申出人が提出した書面に秘匿情報が含まれていることが提出後に判明した場合には、保護申出人に連絡して、秘匿情報部分をマスキングした上でコピーしたものを再度提出させるなどの措置をとることが考えられる。なお、当初

に提出された書面は返還せず、別冊（秘匿情報記載書面の綴り）としたうえで、本体記録と曳舟にしておく。

5 他方当事者に秘匿情報保護申出があつたことを秘密にして事件を進行させることはできるか？

書記官は、他方当事者からの閲覧等請求に対し、秘匿情報保護の申出がされていることを伝えて、秘匿情報の閲覧等をしないように説得することになるため、秘匿情報保護の申出をしたこと自体について秘密にすることはできない。秘匿情報保護申出書も、他方当事者の閲覧等に供する書面となる。また、秘匿情報保護に係る疎明資料も原則として閲覧等に供することとなるため、疎明資料が必要となる場合には、秘匿情報の記載がないものを提出させる。

※ 他方当事者に対して、秘匿情報保護の申出がされていることを積極的に告知する必要はないが、閲覧等請求があった際には、書記官は、閲覧等を制限する明白な根拠がないまま対応することとなるから、請求者に対して、秘匿情報保護の申出がされている事実を伝えて、任意に閲覧等の範囲を限定するよう試みておく必要がある。

なお、他方当事者に伝える時期は、通常は閲覧等請求の際になると思われるが、現実の対応においては、例えば、遠方に居住していることから電話等であらかじめ閲覧等の対象を表明し、閲覧等の希望を述べて期日調整をするような場合は、来庁してからのトラブルを避けるため、その電話応対の段階で、閲覧等の対象箇所については秘匿情報保護の申出が出ていること及びその申出の理由を伝える必要も生じ得る。担当部署において、事案に応じて、相応な対応を考える必要があると思われる。

6 第三者に対して秘匿情報保護を求める手続は？

当事者間では秘匿情報の保護は求めないが、第三者との関係で秘匿情報の保護を希望するという申出に対しては、閲覧等制限の申立て（法92条）を教示する。

※ 法92条の閲覧等制限がされなければ、通常の閲覧等の規律に従うこととなる。

※ なお、当事者間では秘匿情報保護を求めるが、第三者に対しては秘匿情報保護を求めないという場合も考えられるが、この場合であっても、秘匿情報保護の申出がされていることに変わりはなく、他方当事者が第三者を介して秘匿情報を取得することも考えられることから、通常の秘匿情報保護の申出がされたときと同様の対応となる。ただし、第三者については、権利濫用性の判断が当事者に比べて容易ではないので、より調査が必要である（例えば、保護申出人に対し、当該第三者と他方当事者との関係を聴取するなど）。

7 他方当事者が反訴を提起する場合、反訴状における反訴被告（本訴原告）の住所の記載はどうすべきか？

本訴のみの段階での原告の住所は、過去の住民票上の住所等、原告の特定（同一性の確認）が可能となる程度の記載があれば足りると考えられる。

本訴被告が反訴を提起する場合においても、反訴原告（本訴被告）としては、反訴状には本訴における訴状記載の反訴被告（本訴原告）の住所を記載するか、あるいは自身において反訴被告（本訴原告）の実際の住所を調査して記載するしかない。もっとも、反訴原告（本訴被告）が勝訴し、強制執行を目的として、反訴被告（本訴原告）の実際の住所を調査するために訴訟記録の閲覧等請求をしてきたという場合は、かかる請求を権利濫用として拒絶することは困難ではないかと思われる。

※ 本訴における訴状記載の原告の住所を信頼して反訴原告（本訴被告）が反訴を提起し、勝訴した場合に、反訴被告（本訴原告）の住所が、例えば代理人弁護士の事務所所在地であったということがあり得る。その際、反訴原告（本訴被告）が、強制執行を行うため、反訴被告（本訴原告）の実際の住所を調査して更正決定の申立てをした場合に、更正決定を行うことができるかという問題がある（裁判官は、その表示した住所が実際の居住地でないことを承知して判決を行っているため、明白な誤りとはいえないとも考えられる。）。上記申立てを受けた受訴裁判所の判断に従うこととなろう。

8 保護申出人である原告が勝訴した場合、住所を秘匿した状態での不動産執行による差押登記の嘱託は可能か？

不動産執行で差押登記を嘱託する場合は、嘱託書に債権者の住所を記載することとなるが、例えば、過去の住民票上の住所といふいわば虚偽住所を記載して差押登記の嘱託をすることは、不実登記の嘱託となるため、これを行うことはできない。したがって、執行申立書上の住所と債務名義上の住所が異なり、債務名義上の住所が過去の住民票上の住所である旨表示されていた場合は、執行係は、当事者の特定のために住民票（又は戸籍附票）により住所のつながりを証明させるなどして開始決定を行い、現住民票上の住所での登記嘱託をすることとなる（本案訴訟において、現住民票上の住所が秘匿情報とされていた場合であっても同様

である。)。

もっとも、執行申立書上の住所と債務名義上の住所が同一であれば、当事者の特定として問題はない（執行係では、債務名義上の住所が過去の住民票上の住所であることは分からぬ）から、そのまま登記嘱託を行うこととなるが、この場合でも、当事者の申出や債務名義の内容から、執行申立書上の住所が現住民票上の住所と異なることが判明したときは、やはり不実登記の嘱託という問題が生ずるので、そのまま登記嘱託を行うか否かは検討を要する。

なお、不動産登記請求訴訟に関しても、上記不動産執行と同様の問題がある（判決後では、更正決定ができるかという問題が残るので、少なくとも、弁論終結までには住民票の写しを提出させるべきである。）。

9 本案訴訟事件の被告が、同事件で債務名義を得た原告（実際の居住地を秘匿している者）を被告としてその債務名義の効力を否定するために請求異議等の執行関係訴訟を提起した場合に、被告（本案訴訟事件の原告）の住所が調査を尽くしても不明であるとして公示送達の申立てがあった。裁判所としては、公示送達申立てをどのように処理すればよいか？

執行関係訴訟を担当する書記官は、本案訴訟事件の受訴裁判所との連絡を密にし、その指示を受けながら事件処理を行う必要がある。

通常、公示送達の申立てをする段階では、債務名義上の住所を含め、明らかくなっている住所等の調査をしていることが多いであろうから、まずはそれらの調査がされているか否かを確認し、調査漏れがあった場合は、書記官から追加調査を依頼することになる。必要な追加調査を経ても住所が判明しなかった場合は、原則どおり、公示送達の申立てを認めざるを得ないと思われる（そのような事態が起こり得るということは、本案訴訟事件において秘匿情報保護の申出があった段階で、保護申出人に対し十分説明しておくべきである。）。

10 承継執行文付与申立ての際、債務名義上の当事者（実際の居住地を秘匿している者）と被相続人が同一であることの証明はどうするか。また、承継人の現居住

地も秘匿してほしいとの申出があった場合の対処はどうするか？

承継執行文付与申立ての際には、戸籍謄本等と債務名義が提出されることとなるため、それらと事件記録（本体記録）及び秘匿情報記載書面が綴られた別冊とを照合して、債務名義上の当事者と被相続人との同一性を認定する。したがって、事件記録廃棄後は、同一性の証明は困難なことが多いと思われる。

また、執行文付与申立てには、申立人が特定できる範囲で住所等を記載すれば足りるので（実家の住所、過去の住民票上の住所等），現居住地の秘匿を希望する承継人に対してはその旨教示する。なお、承継執行文及び戸籍謄本等の承継を証明する文書は、その性格上、そのまま債務者に送達する必要がある（民事執行法29条、27条2項）ので、その点は、承知してもらう。

11 訴訟費用額確定処分の申立てがされた場合、実際の居住地を秘匿している当事者の旅費の算定についてはどうすればよいか？

旅費は、実際の居住地を基に計算すべきであり、記録に表れている実際に居住していない場所や、記録に表れていない秘匿としている居住地を算定根拠とすることはできないから、結局、居住地を秘匿している当事者の場合は、旅費を訴訟費用として認定できないことがある。

平成〇〇年（ワ）第〇〇号事件

平成〇〇年〇月〇〇日

京都地方裁判所第 民事部 御中

住 所

電話番号

申立人氏名（原告・被告）

印

異議申立書

頭書事件の訴訟事件記録につき、平成 年 月 日に申立人がした閲覧等請求に対して裁判所書記官がした（全部・一部※どちらか○をする。）不許可処分に対して不服があるので異議を申し立てます。

異議の理由は次のとおりです。
